

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
事業所指定	指定申請	加古川市民が他市町の事業所のサービスを利用できるかどうかは、その事業所が判断することになるのでしょうか。	他市町の事業所が加古川市の基準でサービス提供できると判断した場合に、加古川市の事業所指定申請をすれば、加古川市民が利用できます。
事業所指定	指定申請	総合事業における事業所の指定範囲について、加古川市の場合は、「加古川市、高砂市、稲美町、播磨町」になるのでしょうか。	加古川市における事業所の指定範囲は、加古川市のみです。
事業所指定	指定申請	事業所指定申請をするに当たり、手数料等は必要でしょうか。	当面は無料とします。
事業所指定	指定申請	今後のスケジュールで、平成29年3月に事業所指定となっていますが、準備期間や採用含め、もう少し早められないのでしょうか。	12月21日開催の説明会で説明します。
事業所指定	指定申請	平成30年4月以降も指定更新申請をすれば、今までと同じサービスを提供できるのでしょうか。	要支援者及び事業対象者に対してサービス提供は可能です。
事業所指定	指定申請	市内で現行サービスを実施している場合、みなしで指定を行えるということですが、他の市町村へは申請が必要でしょうか。	みなし指定事業所の場合、他市町への申請は必要ありません【説明会資料No.35参照】。
事業所指定	他市町事業所の指定	他市町への事業所指定申請書の提出はいつ頃になるのでしょうか。また、事業所指定申請書はどの市町でも提出できるのでしょうか。	各市町へお問い合わせください。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
事業所指定	他市町事業所の指定	他市町の利用者にサービス提供する場合、他市町への事業所指定が必要とのことですが、どの市町でも指定が受けられるよう、市町村間での同意はされていますか。	総合事業は、同じ市町村が指定をする地域密着型とは違い、市町間での同意は不要です。
事業所指定	他市町事業所の指定	現行の他市町の利用者は、平成29年4月以降も事業所が他市町へ事業所指定申請をすれば利用可能でしょうか。	利用可能です【8/1説明会資料No.36参照】。
事業所指定	他市町事業所の指定	総合事業サービスを他市町の利用者に提供する場合、他市町に事業所指定申請を行うということでしょうか。複数の市町の利用者がいれば、その全て市町において申請が必要ということでしょうか。	全ての市町への事業所指定申請が必要となります。ただし、みなし指定事業所で現行相当サービスを実施する場合は、指定申請は必要ありません。
事業所指定	他市町事業所の指定	他市町の利用者に訪問サービスや通所サービスを提供する場合は、加古川市ではみなし指定の対象となる事業所でも、他市町での事業所指定が必要となるということでしょうか。	みなし指定事業所であれば、他市町での事業所指定申請は必要ありません。（ただし、現行相当である訪問型、通所型を実施する場合のみです。）
事業所指定	他市町事業所の指定	他市町の事業所を指定することは想定されていますか。	他市町の事業所の指定は行います。
事業所指定	スケジュール	定款などの変更はしないといけないのでしょうか。準備期間はあるのでしょうか。	変更がある場合は、原則、平成29年4月1日までに加古川市へ提出してください。
事業所指定	国保連	生活援助型の参入を目指していますが、国保連請求に係るシステム導入費用はどのくらい必要なのでしょうか。	国保連対応のシステムは複数あり、サービス等により金額も異なるため、各事業所でご確認ください。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
事業所指定	その他	総合事業に参入しなければ、何かペナルティーはあるのでしょうか。	ペナルティーはありません。
総合事業	周知	総合事業の周知について、広報以外の方法は考えていますか。	市のホームページへの掲載、要支援認定更新時や第1号被保険者の年齢到達時の通知等にお知らせチラシを同封予定です。また、周知用のチラシを作成し、市や地域包括支援センター等の窓口に設置予定です。
総合事業	対象者	事業対象者とは、現在の要支援認定者を指すのでしょうか。	事業対象者とは、要支援認定者のうち総合事業サービスのみを利用される方で、更新申請を行わずに基本チェックリストにより総合事業サービスの利用対象者となった方です【8/1説明会資料No.22・39参照】。
総合事業	対象者	要支援認定者の更新を基本チェックリストで行った方の被保険者証や有効期限はどうなるのでしょうか。	被保険者証は今までどおりのもので、認定区分に「事業対象者」と記載します。また、基本チェックリストにより事業対象者となった方の有効期限はありません。
総合事業	利用者負担	総合事業において、事業者側が利用者から実費として徴収することは可能でしょうか。	総合事業では、別途実費徴収は想定していません。
総合事業	利用者負担	総合事業サービスにおける利用者の負担割合は、どう設定されるのでしょうか。	介護給付や介護予防給付と同じです。
総合事業	介護給付と一体的に実施	事業所の規模を算定する際に、現行では介護給付と介護予防給付を合わせた利用者人数で行っていますが、総合事業を実施する場合、どのように算定するのでしょうか。	介護給付・介護予防給付・総合事業を合わせた利用者人数で算定します。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質 問	回 答
総合事業	介護給付と一体的に実施	現在と同じように要支援者と要介護者を同時にサービス提供することは可能でしょうか。	可能です。
総合事業	介護給付と一体的に実施	要支援者と要介護者を一体的にサービス提供する場合、人員配置や設備基準等の具体的な基準緩和策はどのようなのでしょうか。	12月21日開催の説明会で説明します。
総合事業	介護給付と一体的に実施	介護給付、介護予防給付及び総合事業は、一体的な運営が可能でしょうか。	一体的な運営は可能です。
総合事業	国保連請求	介護予防給付と総合事業を利用する場合の国保連への請求コードはどのようなのでしょうか。	総合事業の請求コードは新たに作成します。
総合事業	単位	訪問型及び通所型サービスは現行のサービスどおりですが、平成30年度の介護保険制度改定に合わせて、料金の改定はあるのでしょうか。	現段階では、未定です。
通所サービス	介護給付と一体的に実施	既存の事業と生活相談員は兼務できるのでしょうか。それとも、1人必要なのでしょうか。	兼務可能です【説明会資料No.37参照】。
通所サービス	サービス内容	リハトレ型に送迎はありますが、短期集中型にも送迎はあるのでしょうか。また、送迎しない場合の減算はあるのでしょうか。	短期集中型の実施時期は未定で、現在検討中です。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質 問	回 答
通所サービス	サービス内容	リハトレ型に、入浴や食事等のオプションは付けても構わないのでしょうか。	リハトレ型は、入浴や食事を行わないサービスです。もし、実施されるのであれば、法定外サービスとなるため、規定の時間外に事業所の責任で実施していただくことになります。
通所サービス	サービス内容	サービス内容や人員基準の具体的な内容はどのようなのでしょうか。	通所型は、現行サービスどおりの基準です。リハトレ型については、12月21日開催の説明会で説明します。
通所サービス	サービス内容	リハトレ型に参入となる場合、現在実施しているリハビリ特化型デイサービス（パワリハ、物療機器、レッドコート <sup>®</sup> 等の運動機器がある事業所）同様の設備を、小規模デイサービス（地密デイ）で準備することは難しいと考える。運動器機能向上加算を算定していなかった事業所がリハトレ型への参入はできるのでしょうか。	必ずしも機器の設置は必要ではありません。サービスの内容については、12月21日開催の説明会で説明します。
通所サービス	人員基準	リハトレ型の人員基準で、看護職員等の「必要数」とは具体的にどのような基準となるのか。必要と判断できれば0人でもよいのでしょうか。	リハトレ型の看護職員等の配置は必要数は、0より多い職員を配置してください。
通所サービス	人員基準	通所型について、人員配置について今までどおりの考え方でよいのでしょうか。	現行と同じ考え方です。
通所サービス	設備基準	リハトレ型の設備基準については、通所型（現行相当）サービスとの共用は可能でしょうか。	可能です。
通所サービス	単位	リハトレ型について、送迎は報酬単位に含まれるのでしょうか。	送迎は報酬単位に含まれています。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
通所サービス	その他	短期集中型のサービス内容や基準はどのようなものでしょうか。	実施時期は未定で、現在検討中です。
通所サービス	その他	要支援認定の結果、非該当になった方が、自費でリハトレ型や短期集中型のサービスを受けることは可能でしょうか。	要支援認定の非該当の方が、自費でリハトレ型や短期集中型のサービスを受けることは想定していません。
訪問サービス	介護給付と一体的に実施	訪問サービスにおいて、「介護給付・現行相当・基準緩和」それぞれのサービスの責任者は3つのサービスにわたって同一の者が兼務できるのでしょうか。	可能です【8/1説明会資料No.37参照】。
訪問サービス	介護給付と一体的に実施	訪問サービスについて、訪問介護、訪問型及び生活援助型サービスの3つを一体的に運営することができる場合、サービス提供責任者には担当できる利用者の人数に限りがありますが、その3つのサービスの利用者数をカウントするのでしょうか。	訪問介護（給付）と訪問型サービス（総合事業）は、サービス提供責任者が担当できる利用者数は、「40人に1人以上」の基準はありますが、生活援助型サービスは、前述のような基準はありません【8/1説明会資料No.37参照】。
訪問サービス	研修	訪問サービスに関して、自費などを考えていても、市の研修終了証が必要となるのでしょうか。	加古川市の生活援助型サービスを提供する場合、無資格者の方は市が実施する研修の受講が必須となります。
訪問サービス	研修	加古川市が実施する研修について、参加費用や実施回数はどうなるのでしょうか。研修の日数はどれぐらいを想定されていますか。	12月21日開催の説明会で説明します。
訪問サービス	研修	加古川市が実施する研修と事業所の雇用はどちらが先になるのでしょうか。	どちらが先でも構いません。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
訪問サービス	サービス内容	「現行相当」と「基準緩和」のサービス内容の違いをどのようにイメージしているのか、具体例をもって2～3例お示しいただきたい。	現行相当については、利用者が身体介護を必要としている場合や、認知機能の低下により見守りが必要な場合などを想定しています。
訪問サービス	サービス内容	生活援助型の単位は現行相当サービスの8割程度になるため、45分～1時間の活動時間を30分にできないかと考えていますが、生活援助型に時間指定はあるのでしょうか。	単位数は、無資格者と有資格者の単価でより算出しているため、時間数を減らすことは考えていません。サービス提供時間は、今までと同様45分から1時間となります【8/1説明会資料No.26参照】。
訪問サービス	単位	制度移行当初は、現有の有資格者のヘルパーが総合事業の生活援助型サービスの提供者になることが予想されます。単位を有資格者と無資格者の2種類に分けることでできませんか。	単位を有資格者と無資格者で分けることは想定していません。
訪問サービス	利用者負担	生活援助型の提供時に、やむを得ず身体介護を行った場合、利用者負担はどうなるのでしょうか。	利用者負担は想定していません。なお、利用者の状態によっては、消防や警察への緊急対応をお願いします。
ケアマネジメント	単位	介護予防ケアマネジメントは、介護予防サービス計画と同様の単位とありますが、生活援助型、住民参加型、リハトレ型、短期集中型をそれぞれ単独で利用されていても同じ単位でしょうか。	生活援助型及びリハトレ型の介護予防ケアマネジメントは、現行の介護予防サービス計画と同じ単位となります。実施時期未定の住民参加型及び短期集中型サービスのケアマネジメントについては、今後検討して行く予定です。
ケアマネジメント	委託	地域包括支援センターで実施する介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援事業者へ委託することが可能とのことですが、委託料はどうなるのでしょうか。	地域包括支援センターからは、現行と同様の料金設定と聞いております。詳細は地域包括支援センターへお尋ねください。
ケアマネジメント	委託	居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントの委託を受けるためには、加古川市の指定は必要でしょうか。	事業所の指定が必要なのは、訪問サービス及び通所サービスの事業所のみです。

平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質問	回答
ケアマネジメント	委託	介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業者のケアマネジャーが担当した場合、介護予防サービス計画と同様に利用者1人を0.5人でカウントするのでしょうか。	そのとおりです。
ケアマネジメント	基本チェックリスト	事業対象者であるかを判断する基本チェックリストはいつ頃策定されるのでしょうか。	現行の基本チェックリストを利用します。
ケアマネジメント	基本チェックリスト	基本チェックリストは誰が実施するのでしょうか。また、その判断基準はどうなるのでしょうか。	基本チェックリストは、地域包括支援センターの3職種で実施します。判断基準は従来と同様です。
ケアマネジメント	ケアマネジメントの流れ	総合事業サービスのみを利用する場合、要支援認定の更新申請を行わず、基本チェックリストにより事業対象者となることが可能ですが、事業対象者が、途中で訪問看護等の介護予防給付サービスを利用したいと希望があった場合は、新たに要支援認定申請をする必要があるのでしょうか。	事業対象者が利用途中に介護予防給付サービスを利用する場合は、新規の要支援認定申請をする必要があります【8/1説明会資料No.39参照】。
ケアマネジメント	ケアマネジメントの流れ	要支援認定者が更新時に総合事業サービスのみ利用予定の場合、要支援認定の更新申請を行わずに基本チェックリストによる手続きも可能とのことですが、更新申請もできるのでしょうか。	更新申請による手続きも可能です。
ケアマネジメント	ケアマネジメントの流れ	要支援認定の更新申請を行う際に、総合事業サービスのみ利用予定の場合、更新申請を行わずに基本チェックリストによる手続きも可能とのことですが、平成29年4月から基本チェックリストによる手続きができるのでしょうか。	平成29年6月の要支援認定の更新者から対象となります。
ケアマネジメント	サービス内容	要支援認定者でも、本人の意思で生活援助型やリハトレ型のみを利用することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、本人の状態に応じた適切なサービスの提供を検討する必要があります。



平成28年8月1日実施「加古川市介護予防・日常生活支援総合事業」概要説明会におけるQ&A

大区分	中区分	質 問	回 答
ケアマネジ メント	サービス内 容	<p>予防給付サービスと総合事業サービスを同時に提供する場合は、介護予防サービス計画になるとのことですが、総合事業サービスのみを提供する場合の介護予防ケアマネジメントと違いはあるのでしょうか。</p>	<p>特に違いはなく、現行の介護予防サービス計画と同様に考えています。様式については、12月21日開催の説明会で説明します。</p>
ケアマネジ メント	サービス内 容	<p>総合事業サービスの利用にあたって、「現行相当」又は「基準緩和」の対象者であるかの判断基準は、それぞれ何らかの基準をもうけることになるのでしょうか。</p>	<p>新たな基準は設けず、従来 of マネジメントと同様に判断していきます。</p>